

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第 1 回	第 2 回以降	
<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十三条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【解釈】</b></p> <p>第 13 条 (安全機能を有する施設)</p> <p>1 第 1 項に規定する「安全性を損なわないもの」とは、当該使用済燃料貯蔵施設以外の原子力施設との間、又は当該使用済燃料貯蔵施設内で共用するものについて、その機能、構造等から判断して、共用によって当該使用済燃料貯蔵施設の安全性に支障を来さないものをいう。</p> </div>	<p>四、1. ロ. (8)</p> <p>f. 使用済燃料貯蔵施設は、他の原子力施設との間で共用するものはない。また、安全機能を有する施設で共用するものはない。</p> <p>(略)</p>	<p>添付六 1.1.11.2 構造設計等</p> <p>(1) 安全機能を有する施設は、第 1.1-13 表のとおり分類し施設設計を行う。安全機能を有する施設のうち、基本的安全機能を確保する上で必要な施設は、金属キャスク、貯蔵架台、使用済燃料貯蔵建屋、受入れ区域天井クレーン及び搬送台車をいう。</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設は、本施設以外の原子力施設との間で共用するものはない。また、安全機能を有する施設で共用するものはない。</p> <p>添付六 1.2.12 安全機能を有する施設適合のための設計方針</p> <p>1 について</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、他の原子力施設との間で共用するものはない。また、安全機能を有する施設で共用するものはない。</p> <p>(略)</p>	—	—	—

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p>2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【解釈】</b>  第13条（安全機能を有する施設）  2 第2項に規定する「当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>一 設計貯蔵期間を通じて、金属キャスクの基本的安全機能を確認するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理ができるようになっていること。また、金属キャスクを当該使用済燃料貯蔵施設外へ搬出するために必要な確認ができるようになっていること。</p> </div>	<p>四、1. ロ. (8)  f.  (略)</p> <p style="color: red;">安全機能を有する施設は設計貯蔵期間を通じて、金属キャスクの基本的安全機能を確認するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理ができる設計とする。また、安全機能を有する施設は金属キャスクを当該使用済燃料貯蔵施設外へ搬出するために必要な確認ができる設計とする。</p> <p>(略)</p>	<p>添付六 1.1.11.2 構造設計等  (11) 使用済燃料貯蔵施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p> <p>添付六 1.2.12 安全機能を有する施設適合のための設計方針  2 について  (1) 金属キャスクの設計、材料の選定、製作、工事及び検査は、原則として国内法規に基づく適切な規格及び基準によるものとする。また、十分な使用実績があり信頼性の高い国外の規格、基準等に準拠する。  (2) 安全機能を有する施設は設計貯蔵期間を通じて、金属キャスクの基本的安全機能を確認するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理ができる設計とする。また、安全機能を有する施設は金属キャスクを当該使用済燃料貯蔵施設外へ搬出するために必要な確認ができる設計とする。</p> <p>添付六  4.2.3 主要設備  (略)  (6) 検査架台  検査架台は、金属キャスクの受入検査、施設外へ搬出するために必要な検査、三次蓋の取外・取付、計測器の取付け等が行える設計とする。</p>	○	—	○

許可基準規則及び許可基準規則解釈	申請書本文	申請書添付書類	設工認		保安規定
			第1回	第2回以降	
<p><b>【解釈】</b>  第13条（安全機能を有する施設）  2 第2項に規定する「当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるもの」とは、以下の設計をいう。</p> <p>二 金属キャスク取扱設備（使用済燃料貯蔵施設内において金属キャスクの移送等の取扱いに供される設備のことをいう。以下同じ。）は、動作中に金属キャスクの基本的安全機能を損なうことがないよう、必要な検査、修理等ができるようになっていること。</p>	<p>四、1. ロ. (8)  f.  (略)  金属キャスク取扱設備は、動作中に金属キャスクの基本的安全機能を損なうことがないよう、必要な検査、修理等ができる設計とする。</p>	<p>添付六 1.2.12 安全機能を有する施設適合のための設計方針</p> <p>2 について  (3) 金属キャスク取扱設備は、受入れ区域天井クレーン及び搬送台車であり、動作中に金属キャスクの基本的安全機能を損なうことがないよう必要な検査及び修理等ができる設計とする。</p> <p>添付六  4.2.3 主要設備  (1) 受入れ区域天井クレーン  (略)  (2) 搬送台車  (略)</p> <p>4.2.5 試験検査  受入れ区域天井クレーン、搬送台車、圧縮空気供給設備、仮置架台、検査架台、たて起こし架台及びその周辺に敷設する衝撃吸収材は、法定検査に加え、保全プログラムに基づく点検が実施可能な設計とする。</p>	○	—	○